

秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）に基づき秋田県（以下「県」という。）が設置する県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）の業務等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するためには、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があることから、県が専門人材を確保することによって、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

(業務内容)

第3条 政策支援員は、地域住民、事業者、関係機関、市町村等と連携し、設置目的に応じて別途定める業務を行う。

また、その業務については、「①過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」を対象地域とし、「②過疎地域を有しない区域（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「③過疎地域を有する区域」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。なお、「④条件不利地域又は人口急減地域を有しない市町村」の支援業務には従事しないこと（①～④は、別表に掲げるとおりとする）。

(委嘱)

第4条 政策支援員の委嘱は知事が行い、委嘱者については、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載し公表する。なお、委嘱方法及び委嘱に当たっての具体的な要件並びに名称は、政策支援員の設置目的に応じて別途定める。

(委嘱期間)

第5条 政策支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(報酬等)

第6条 政策支援員に支払う報酬又は謝金あるいは政策支援員の活動に必要な経費の支給方法は、別途定める。

(守秘義務)

第7条 政策支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第8条 政策支援員が自己都合により任期の途中において退任を希望する場合の処理の仕方につ

いては、別途定める。

(解任)

第9条 知事は、政策支援員が次の各号に該当する場合は、政策支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障等で政策支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 政策支援員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 第1号から第3号のほか、別途定める事項に該当したとき。

(県の役割)

第10条 政策支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援を行う。

- (1) 政策支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他政策支援員の円滑な活動に必要なこと

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

別表 対象地域

市町村	① 過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域 を有する市町村	④ 条件不利地域 又は人口急減地域を 有しない市町村	
		② 過疎地域を有 しない区域	③ 過疎地域を有 する区域
秋田市	○	旧秋田市 旧雄和町	旧河辺町 (※)
能代市	○		全域
横手市	○		全域
大館市	○		全域
男鹿市	○		全域
湯沢市	○		全域
鹿角市	○		全域
由利本荘市	○		全域
潟上市	○	旧天王町	旧昭和町 旧飯田川町
大仙市	○		全域
北秋田市	○		全域
にかほ市	○		全域
仙北市	○		全域
小坂町	○		全域
上小阿仁村	○		全域
藤里町	○		全域
三種町	○		全域
八峰町	○		全域
五城目町	○		全域
八郎潟町	○		全域
井川町	○		全域
大潟村	○	全域	
美郷町	○		全域
羽後町	○		全域
東成瀬村	○		全域

※「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定により特定市町村の区域とみなされる秋田市の旧河辺町は、令和9年3月31日までとする。